

令和 2 年 3 月 25 日時点

お子様の健康管理について(お願い)

1 日常生活における健康管理及び健康観察について

- (1) 登園、登校前には検温を行い、37.5度以上の発熱や咳、強いだるさ等が見られるときには、登校を控えてください。
- (2) 毎朝、登園・登校前に行う健康観察を別添の健康観察票へ記載し、登園・登校時に児童生徒等に持参させてください。(4月7日から毎朝、担任が確認します)
- (3) 基本的な感染症対策の徹底として、手洗いや咳エチケットを継続してください。
- (4) 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事を心がけてください。
- (5) 軽い風邪症状がある場合も外出を控えていただくとともに、規模の大小にかかわらず、換気の悪い空間で、人と人との至近距離で会話するような場所やイベントにはできるだけ行かないようにお願いします。

2 園及び学校における対応について

- (1) 感染リスクを作らない環境整備
 - ア 換気の悪い密閉空間を作らないようにします。
 - イ 手の届く距離に多くの人がいる状況を作らないようにします。
 - ウ 近距離での会話や発声が行われる状況を作らないようにします。
- (2) 感染症にかからない・うつさないために、児童生徒等に対する咳エチケットや手洗いの勧奨及び教室や廊下等のこまめな換気、消毒等を行うなど感染予防に努めます。また、教職員の健康管理や職員室内の感染予防対策も同様に実施します。
- (3) 登園、登校後の健康管理
 - ア 登園、登校後に児童生徒等が37.5度以上の発熱や咳、強いだるさ等が見られるときには早退の判断をします。

3 出席停止及び園・学校の臨時休業等について

- (1) 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
 - ア 治癒するまでの間(医師が治ったと判断し、他者への感染のおそれがないまでの間)、出席停止となります。
 - イ 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、感染者がいない園・学校も含む積極的な臨時休業を行う場合もあります。
- (2) 発熱等の風邪等の症状があり新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合
 - ア 児童生徒等に発熱や咳、強いだるさ等が見られるときは、登校を控えてください。
 - イ 自宅休養した場合の出欠の扱いについては、当面の間、医師による証明書は不要とし出席停止扱いとします。
 - ウ 児童生徒等に次のいずれかの症状がある場合は、保護者から「帰国者・接触者相談センター(小田原保健福祉事務所保健予防課 ☎32-8000)」に相談してください。
 - (ア) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
 - (イ) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。